

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例請求の要旨

いま、辺野古の碧く美しい海に、米軍基地を建設する計画が進められています。国は普天間基地の危険性を除去するためには辺野古米軍基地建設が唯一の解決策だと主張していますが、沖縄県民の多くは強い疑問を抱いています。この問題は、民主主義、地方自治の本旨並びに法の下での平等の各理念からして看過できない重大な問題です。

周知のように、第2次大戦の末期に沖縄本島では本土防衛のための地上戦が繰り広げられ、住民の4人に1人が犠牲になるという悲惨な体験をしました。戦後70年以上経った現在においても国土の0.6%に過ぎない県土に在日米軍専用施設・区域の70%以上が集中し、県民は米兵・軍属等による事件、軍用機の激しい騒音や墜落事故等の恐怖にさらされています。

安倍首相をはじめ元防衛大臣も本土の理解が得られないために沖縄に決定したと政治的な理由を挙げています。日米元政府高官等の発言からも軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いということが明らかになっています。日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは本土を含めた日本国民が全体で負担すべきものであるはずで

仲井眞弘多前知事は県民の意思に反して埋立てを承認しましたが、県民は翁長雄志知事を新しい代表として選出し、翁長知事は公約に従って前知事の埋立て承認を取り消しました。最高裁は一昨年、2016年12月に承認取消は違法と判断しましたが、この判決は現在の県民の代表である翁長知事の判断（裁量権）の重みをまったく考慮していない点で問題があり、県民は納得していません。沖縄県民は近年の国政選挙でも辺野古米軍基地建設に反対する意思を明確に示してきましたが、国はこれを無視し埋立て工事を強行しています。

現在の地方自治法は国と地方を対等と位置づけており、国策とはいえ、沖縄県民の理解を得られない米軍基地建設計画を米国と約束し、建設を強行することは許されません。埋立てを承認し、あるいはこれを撤回する権限は知事にあります。知事が県民の意見に基づいて適切な判断を行うためには、県民投票を実施することがもっとも効果的な方法であることは明らかです。よって、私たちは本条例の制定を直接請求します。